

学校給食費等に関する手続きについて

富士市では、令和5年4月から、教員の業務負担を軽減することで教育の質の向上に繋げることを目的に、学校給食費を富士市の歳入歳出予算に計上し管理する公会計制度を実施し、併せて、学校徴収金及びPTA会費（※）を一括徴収しています。

※PTA会費の一括徴収の有無は学校により異なります。

学校給食費の年間の徴収額

保護者の皆さまには食材の実費相当分を学校給食費としてご負担いただきます。年間給食実施回数に1食当たりの額を乗じた額を年間の学校給食費として徴収します。

【参考：令和5年度学校給食費】

| 区 | 分 | 年 | 額 |
|---|---|---|-------------------------|
| 小 | 学 | 校 | 53,820 円（180 回×299 円/回） |
| 中 | 学 | 校 | 63,720 円（180 回×354 円/回） |



学校給食費等の徴収方法

口座振替又は納入通知書により徴収します。口座振替日に残高不足等により振替ができなかった場合は、翌月（偶数月）の25日に再振替を行います。下記の口座振替日（納期限）に確実に引落しができるように、振替口座の残高確認をお願いします。

定期の口座振替日（納期限）に引落しができないと、学校が必要とするときに資金が不足し、学校の教育活動に支障が生じてしまいますので、期限を守って学校給食費等を納めていただきますようお願いいたします。

なお、再振替では対象年度の未納分をすべて振替の対象とします。

| 期 別 | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 |
|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 口座振替日 | 5月25日 | 7月25日 | 9月25日 | 11月25日 | 1月25日 | 3月25日 |

- 口座振替日が土・日・祝日等の場合は、金融機関の翌営業日となります。
- 1期の口座振替額は、学校給食費と学校徴収金の合計額です。
- 学校給食費は年間給食実施回数に1食当たりの額を乗じた額を6回に分けて徴収します。
- 学校給食の提供回数の減少や『学校給食停止・再開届出書』の提出による喫食数の減少等の場合は、第6期の徴収額を減額して精算します。
- 学校徴収金は学年、学級、期別ごとに額が異なります。
- 年間の合計額や1期ごとの振替額は、年度当初にお知らせします。
- 口座振替手数料は市が負担します。

必要に応じて提出していただく書類について

所定の手続きをいただくと、学校給食の全部または一部（牛乳）を止めることができます。保護者の皆さまからのお申し出に基づき、用紙をお渡ししますので、以下に該当する際は事前に学校にお問い合わせください。

1 学校給食停止・再開届出書

- ・病気や傷病等で、連続して5日以上学校給食を食べないとき（提出した日の3日後（土日祝除く）から対象になります。）
- ・長期欠席していたが通学できるようになったとき など

2 飲用牛乳停止・再開届出書

- ・乳糖不耐症等で牛乳を飲まない
- ・乳糖不耐症等の緩和により、牛乳が飲めるようになったとき など

学校給食等に関する Q&A

Q1 登録する口座を保護者以外の名義の口座にすることは可能ですか？

A1 可能ですが、残高不足による振替不能にならないようメインバンクの登録をお願いします。

Q2 兄弟姉妹がいて既に口座登録をしています。改めて手続きが必要ですか？

A2 改めて手続きをお願いします。「給食喫食者」の欄には新1年生のお子様の名前を書いてください。双子の場合も1人1枚ずつ記入をお願いします。

Q3 学校で給食を食べなかったら、すべて減額してもらえるのですか？

A3 例えば急な発熱やケガで、学校を1日のみ休んだとしても減額にはなりません。減額は、入院などで長期間連続して学校を休み、給食停止・再開届出書を提出した場合や転入・転出の場合、さらに天候や学校・学級閉鎖、行事等の場合などが対象となります。

Q4 食物アレルギーがあります。どうしたらいいですか？

A4 提出していただいた学校生活管理指導表（アレルギーなどの状況を学校に知らせるための医師の診断書）を基に毎年面談を行い、学校生活における個別の配慮や学校給食におけるアレルギー対応を決めていきます。

Q5 食物アレルギーがあり学校給食が食べられないので、給食を申し込まなくていいですか？

A5 食物アレルギーのある児童生徒にも、医師の診断を基に安全を最優先し、学校給食の提供を行うため、すべての皆さまにお申し込みをいただきます。学校給食を一切食べることができないと判断された場合は、学校にご相談ください。

市のウェブサイトにもお手続きに関する情報を掲載しています。
富士市教育委員会 学務課保健給食担当 TEL0545-55-2871



保護者の皆様

「教材等支払い申込書」について

富士市では学校給食費の公会計化により、学校給食費と併せて学校徴収金（学年費・教育振興費等）も一括して市が徴収しており、学校における徴収業務の削減を図っております。徴収された経費のうち、学校徴収金は学校に戻され、これまで通り適正に管理されます。

つきましては、学校の教育に必要な教材等の購入と、学校徴収金を市が徴収することにご理解いただき、「教材等支払い申込書」に氏名等を記入の上、ご提出くださいますようお願いいたします。なお、記入にあたりましては、下記の留意点をよくお読みになってご記入ください。

【記入にあたってお読みください】

- 1 徴収計画（徴収種別や具体的な金額等が明記されたもの）につきましては、各学校から4月に配布されます「年間納入額決定通知書」を参照してください。
- 2 徴収は、口座振替により奇数月の25日に行います。（5月、7月、9月、11月、1月、3月の年6回）
- 3 1回の徴収額については、学年や小中学校間でも差が生じますが、小学校でおよそ13,000～16,000円、中学校でおよそ22,000～26,000円を予定しています。
- 4 年度末（3月）の徴収で徴収金額の調整をします。残金が発生した場合は、次年度に繰り越します。
- 5 卒業時や転出等で学校徴収金を返金する際、手数料が発生する場合がありますをご承知おきください。
- 6 申込書は、小学校入学時、または市外からの転入時に提出していただき、中学校卒業まで有効となります。
 - ① 日付は、確認書を作成した日付を記入してください。
 - ② 児童・生徒一人につき1枚の申込書が必要です。
 - ③ 学校名は入学予定の小・中学校名を記入してください。
 - ④ 申込書の記入等についてご不明な点がございましたら、各小中学校にお問い合わせをお願いします。

富士市学校給食費等 自動払込利用申込書兼廃止届書
口座振替依頼書

| | | | |
|---------|---------------|---|-----|
| 口座名義人住所 | 富士市永田町1丁目100番 | 口座の届出印を押し てください。2枚目、 3枚目にもお願いし ます。 | 届出印 |
| フリガナ | フジ タロウ | | |
| 口座名義人氏名 | 富士 太郎 | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|------------|-----------------------|--|--|---|------------------------------------|---------------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 指定口座 | ゆうちょ銀行 以外の 金融機関 | <input type="radio"/> 銀行 <input type="radio"/> 信用金庫 <input type="radio"/> 農協 <input type="radio"/> 労働金庫 | 本店 <input checked="" type="radio"/> 支店 出張所 | 預金区分 <input checked="" type="radio"/> 普通 2当座 | 口座番号(右からつめてご記入ください) | | | | | | | | |
| | | 〇〇 | 富士 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| | ゆうちょ銀行 | 契約種別コード | 通帳記号 | | | 通帳番号(右からつめてご記入ください) | | | | | | | |
| | | 30 | | | | * | | | | | | | |
| | 払込先 口座番号 | 00810-3-961167 | 払込先 加入者名 | 富士市会計管理者 | 払込日 | 各納期限 | | | | | | | |
| 払込(廃止)開始年月 | | 令和〇年〇月から | | | ※欄は、通帳の記号の後にハイフンと数字がある場合のみご記入ください。 | | | | | | | | |

私(口座名義人)は、下
及びPTA会費)のうち富
を了承し、下記約定を確

「入学する年の4月から」と
ご記入ください。

市学校給食費等
記預貯金口座から

携帯電話等、日中に連絡がとれる
電話番号の記載をお願いします。

| | | | |
|-----------------|--|--|---|
| 納付義務者 (保護者等) | <input checked="" type="checkbox"/> 口座名義人と同じ | 納付義務者(保護者等)が口座名義人と同じ場合は、□にレ点 氏名等の記入は不要です。 | |
| | 住所 | 口座名義人と納付義務者が違う場合には、 納付義務者の情報をご記入ください。 | |
| | フリガナ | | |
| 氏名 | | | |
| | 電話 | () | - |

| | | | |
|-------------------|----------|------|-----------|
| 給食喫食者 (児童・生徒等) | 希望欄に○印 | 学校名 | 富士市立〇〇〇学校 |
| | 依頼:変更:廃止 | フリガナ | フジ ハナコ |
| | ○ | 氏名 | 富士 花子 |
| | | フリガナ | |
| | | 氏名 | |
| | フリガナ | | |
| | 氏名 | | |

入学する学校名をご記入く
ださい。

- 【約定】
- 振替日(払込日)は、富士市(以下「市」という。)が指定した日としてください。
 - 当方が支払うべき歳入金等を市から貴店(ゆうちょ銀行)あてに送付された納付書により、記載金
払い込んでください。
 - 前項の手続きについては指定した預貯金の約定にかかわらず貴店(ゆうちょ銀行)所定の方法で
 - 振替日(払込日)に指定預貯金口座の残金が納付書の金額に満たない時は、当方に通知するこ
返送されても異議ありません。また、次回以降の口座振替(自動払込)を中止されても異議ありません。
 - 領収については、預貯金通帳への記載をもって領収済みの確認とします。
 - 納めすぎ等の理由で還付する場合、当方が指定した預貯金口座へ振り込んでください。
 - この取り扱いに関して万一紛議が生じても貴店(ゆうちょ銀行)の責によるものを除き貴店(ゆうちょ銀行)に迷惑をかけません。
 - ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。
 - ゆうちょ銀行の自動払込廃止を希望の場合、依頼・変更と同じ用紙では提出できません。廃止のみで提出してください。
- 金融機関にて必ずお
手続きください。
- 金融機関受付印
(取扱店日付印)

この用紙は児童手当を受けている方が
記入してください。

第1号様式

学校給食申込書 **記入例**

学校へ提出する年月日を
記入してください。

令和 ○年 ○月 ○日

(宛先) 富士市長

〒□□□-□□□□

住 所 **富士市永田町1丁目100番地**

連絡のつきやすい番号を
記入してください。

申込者 氏 名 **給食 太郎**

(保護者等)

(氏名を自書しない場合は、記名押印すること。)

電話番号 **△△△-△△△△-△△△△**

学校給食の提供を受けたいので、富士市学校給食費徴収規則第3条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

| | | |
|---------------|-------|--------------------|
| 児童等及び 申込職員 | 学 校 名 | 富士市立◇◇◇小学校 |
| | フリガナ | キュウショク イチロウ |
| | 氏 名 | 給食 一郎 |

- ・本申込書は、児童手当法第21条第1項又は第2項の規定に基づき、児童手当を受ける児童等が、申請した学校に在学する期間中有効となり、児童手当の支給を受けることとなります。
- ・食物アレルギー等がある場合は、その旨を別途学校へお知らせください。
- ・宗教上の理由等により、学校給食の提供を受けられない場合は、その旨を別途学校へお知らせください。

同じ人になるようにしてください。

入学予定の学校名を記入
してください。

児童手当及び特例給付に係る学校給食費等の徴収等に関する事項

(宛先) 富士市長

私は、学校給食費等の納入が滞った場合、児童手当法第21条第1項又は第2項の規定に基づき、富士市長から支給を受ける児童手当等（児童手当及び特例給付をいう。以下同じ。）の額から、以下の費用について、当該児童手当等の支払期日をもって支払いに充当させていただきます。なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、学校へ提出する年月日を記入してください。

徴収（支払）費用

学校給食費・学校教育費・学年費

令和 ○年 ○月 ○日

児童手当等受給者

〒□□□-□□□□

住 所 **富士市永田町1丁目100番地**

氏 名 **給食 太郎**

(氏名を自書しない場合は、記名押印すること。)

給食の提供を受ける児童生徒の
「児童手当」を受けている方の住
所・お名前を記入してください。
間違えた場合は、もう一度新しい
用紙に書き直すようお願いしま
す。(訂正印での訂正不可)

次に掲げる方は児童手当からの差し引きができませんが、期間内に対象から外れる可能性がある方は、申込書に記入をお願いします。

- ・児童手当が勤務先から支給されている公務員の方
- ・富士市以外の市町村から児童手当を受給されている方
- ・児童手当を受給されていない方